

令和4年12月9日

人口減少社会を見据え、安全・安心な保育の継続に向け、子どもの保育・成育環境向上のための改善に伴う、子ども・子育て支援の更なる充実に関する請願書

紹介議員

榎 裕子

豊村 徹也

池野 直友

神部 伸也

中村 亨

鈴木 俊祐

後藤 百合子

請願第 16 号



人口減少社会を見据え、安全・安心な保育の継続に向け、子どもの保育・成育環境向上のための改善に伴う、子ども・子育て支援の更なる充実に関する請願書

盛岡市議会議長 竹田 浩久 殿

盛岡市保育所協議会
会長 高橋 学



請願の趣旨

○子育てに優しい町「もりおか」の実現に向け、子育て支援の更なる充実をお願い致します。

請願の理由

人口減少は加速度的に進行し、いよいよ全国的に喫緊の課題として取り組むべき時であることが実感されています。地域から保育の現場がなくなれば、必然的にその地域は消滅していくこととなります。現場において、保育の担い手不足は特に深刻です。居住地域に関わらず、すべての子どもたちにさらなる育成環境の充実が為されるよう、保育の地位向上のための取り組みとさらなる処遇改善による保育人材確保が求められます。

一方、新型コロナウイルス感染症は未だ予断を許さない状況下であり、保育士等は引き続き社会に不可欠なエッセンシャルワーカーとして、その社会的使命を果たすべく懸命に力を尽くしています。現場では感染防止に努め子どもたちの命を守りつつ、医療従事者をはじめとした働く保護者を支え、社会そのものを下支えしています。

すべての子どもたちが真に安心して育ち、育てられる社会を実現するために、よりよい成育環境と、家庭や地域における子育て支援の推進を目指して、下記の事項について請願申し上げます。

記

1. 家庭や地域における子育て支援のために人口減少社会における保育施設への振興対策等の実施を求めます。

今後さらに子どもの数が減少していく情勢に鑑み、利用子ども数によらない新たな単独補助や柔軟な定員変更など、地域から保育の現場がなくならないよう、保育施設の機能を維持できる、盛岡市としての新たな条例や補助金の創設をお願い致します。

2. 「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」への参画をお願い致します。

盛岡市が行ってきた待機児童対策のおかげで、ここ数年連続で待機児童 0 人を達成する事ができ、取り組みが評価されているところではあります。しかし、昨年、今年度の 4 月 1 日の定員充足率は、どんどん低下しており、保育所、こども園、小規模保育所が定員割れに苦しんでいる状況です。年度途中で閉園せざるを得なかった山王保育園の事例もあります。定員で保育単価が決まっている現在の公定価格と委託費収入は、入所児童数と深いかかわりを持ち、定員割れは経営状況を危機的に大きく左右致します。人口減少と少子化を見据え、国が始めた事業に積極的に手を上げ、参画していくことをお願い致します。

参考資料 1 : 『保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業』

3. 盛岡市独自の職員配置基準と処遇の改善を強く求めます。

盛岡市が独自に職員配置基準として、3 歳児 20 対 1→15 対 1 の改善加算について従うべき基準として位置づけるとともに、1 歳児を 6 対 1→4 対 1、2 歳児を 5 対 1、4 歳・5 歳児を 30 対 1→20 対 1 とする基準の改善。加えて正規職員中心の基準に改めることにより更なる保育の質向上を実現すること。特に 1 歳児、4 歳・5 歳児については、保育現場が先行して上記の配置改善に取り組む場合には、盛岡市の単独補助として加算措置を行うことをお願い致します。

以上

盛岡市保育所協議会 会長 高橋 学
〒020-0051 岩手県盛岡市下太田榊 14-21
社会福祉法人 一誠会 下太田保育園
TEL019-658-0078 FAX019-658-0079

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求 531億円の内数<うち推進枠109億円> (453億円) ※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついては、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

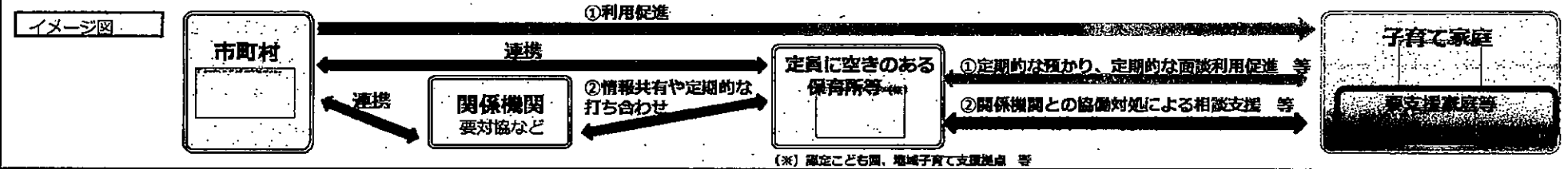
①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・集団における子どもの育ちに着眼した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。） ※実施自治体を公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】

①7,078千円（1か所あたり） ※利用料は別途徴収することができる

②3,778千円（1か所あたり） ※要支援家庭の児童等のため、利用料は徴収しない

【補助割合】

国：10/10